

富山県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に寄せられたご意見への対応案

構成員	ご意見	対応
黒部市民病院	<p>新型コロナのパンデミックで最も困ったのは相談への対応でした。病院で相談を受けるとしても、電話相談で業務が逼迫してしまうことは避けるべきだと考えます。そのためにも、県には相談体制の充実をお願いしたいです。素案には相談センターの整備や強化が記載されていますが、より具体的な内容であると分かりやすいと思われます。新興感染症が起こると県民の不安は増強し、冷静な判断が困難になると考えられ、その時に適切な知識をもつ人員が配置され、相談したいと感じた時にすぐに相談できることが必要だと思えます。</p> <p>また、医療従事者やその家族に対する偏見があり、医療従事者は大きなストレスを抱えて勤務をしている状況がありました。そのような状況では医療従事者のバーンアウトを引き起こす可能性もあります。今回の素案では基本的人権の尊重の項目に、感染者やその家族、医療従事者やその家族に対する誹謗中傷等について記載されていたのでよいと思いました。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「p94医療（初動期）2-3 相談センターの整備」において、県及び富山市は国が示す感染症の特徴や感染対策、Q&A等をもとに相談業務を行うことを追記します。また、「p97医療（対応期）3-2-1-2.相談センターの強化」において、流行初期から厚生センター及び保健所業務の支援を行うIHEAT要員の応援を活用するとともに、状況に応じて外部委託等を検討し、相談体制を充実させることを追記します。</p>
富山大学附属病院	<p>P30 第2部 第2章 第1節 1. 人材育成</p> <p>DICTに関して県の地域防災計画には盛り込むとお聞きしておりますが、厚生労働省委託事業として正式に事務局が設置されたこともあり、本行動計画にも盛り込んでいただきたい。具体的には、30頁下より4行目から、災害・感染症医療業務従事者の人材確保の記載がありますが、ここにDICTも追記して頂きたい。</p> <p>P58 第3部 第3章 サーベイランス（準備期） 1-3.人材育成</p> <p>91頁1行目には感染症専門医の育成の記載がありますが、感染症専門医はサーベイランスを行う能力も有するため、58頁1-3.人材育成の項に、県は、富山大学医学部等と連携を密にし、感染症専門医の育成及び資質向上に取り組む、など追記して頂きたい。</p> <p>P102 第3部 第9章 治療薬（準備期）1-1-2.基礎研究及び臨床研究等の人材育成</p> <p>102頁1行目、国、県及び富山市は大学等の研究機関を支援する。とありますが、富山県の行動計画であるため、国、県及び富山市は富山大学等の研究機関を支援する。と修正頂きたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、p30-31において、厚生労働省委託事業「災害時感染制御支援チーム」（DICT）事務局が設置された旨、記載するとともに、用語集にDICTを追記します。</p> <p>ご指摘のとおり、p58において「県は富山大学医学部等と連携を密にし、県が行うサーベイランスに協力する感染症専門医の育成及び資質向上に取り組む。」と記載します。</p> <p>ご指摘のとおり、「大学等」を「富山大学等」に改めます。</p>
富山県医師会	<p>今後の新興・再興感染症に向けての対応計画が取りまとめられており心強いです。</p> <p>新型コロナ感染症を経験し、二次医療圏ごとの医療機関同士の役割分担や医療圏を超えた重症患者対応や専門的治療を担う病院との連携、感染症指定病院から他の病院や高齢者施設などに向けての後方支援体制もある程度構築されたと思います。</p> <p>まだまだ課題は多いので、これらの連携を大切に、さらに強くする必要があります。高齢者施設や介護の現場への情報提供がリアルタイムで届くよう、また感染対策の備品の補充もお願いします。</p>	<p>「第4章情報提供・共有、リスクコミュニケーション」において、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市町村の保健衛生部局や福祉部局等と連携し丁寧に情報提供・共有を行うこととしており、計画の記載に基づき、迅速で分かりやすい情報提供を行ってまいります。</p> <p>高齢者施設等における感染対策の備品の充実については、国において、社会福祉施設における個人防護具の備蓄状況やその補充のために必要な状況の把握について、災害時に活用しているシステムの利用も含め、検討を進めるとしていることから、その旨を「第12章物資（準備期）1-2医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等」に記載し、国の動向を見ながら対応を検討してまいります。</p>
富山県看護協会	<p>P39～44 第3部 第1章 実施体制（初動期～対応期）</p> <p>有事の際にP39に挙げられている各会議と効率よく情報共有・意見交換するには、中核となる対策本部会議に各会議の代表者が参加するよう組織立てておく必要があると思います。今般はZOOMで会議しやすくなっていますし、その方が対策の方向性を幅広く議論できるのではないのでしょうか。</p> <p>P14 第2部 第3節 表2 初動期及び対応期の有事のシナリオ</p> <p>表2の対応期で、【病原体の性状等に応じて対応する時期】4行目から「確保された医療提供体制で対応できるレベルに～感染拡大防止措置等を講ずる」とありますが、これは前段の【封じ込めを念頭に対応する時期】の対応ではないかと思えます。また、【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】2行目から「科学的知見に基づき対応を～切り替える」とありますが、これは前段の【病原体の性状等に応じて対応する時期】の対応ではないかと思えます。コロナ対応を振り返ると、ワクチンや治療薬ができる頃には対策の変更はあまりなかったと思えます。</p> <p>P36～ 第3部 各章の目的の記載について</p> <p>「目的」という項目に必要性から始まる長い文章が記載されていますが、目的が明確ではないと思えます。第3部のタイトルにあるように「考え方」を記載されたいのであれば、「目的」という見出しではない方がよいと思えます。</p> <p>P124～130 第3部 第12章物資（準備期）</p> <p>感染対策物資を備蓄することばかり書かれていますが、有事に使用期限を超えた感染対策物資を配布することにならないよう、管理(更新)の方法についても計画として記載しておく必要があると思えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、p38に県対策本部会議等の運営を円滑に行い、迅速な情報の共有を行うため、オンライン会議を有効に活用することと記載します。なお、関係機関との迅速な情報共有や意見交換が重要であり、p39の実施体制図を新型インフルエンザ等健康危機対策本部と富山県感染症対策連携協議会の緊密な連携や県と関係機関の相互連携が分かるよう変更します。</p> <p>県行動計画は、政府行動計画に基づき作成する必要があり、有事のシナリオについては政府行動計画と同様の記載としておりますが、ご指摘のとおり、有事の際にはシナリオの想定にこだわることなく、臨機応変に対応することが必要であると考えております。</p> <p>政府行動計画における記載に沿って、現行の記載としていますが、国との素案協議を行う際、見出しの変更について確認します。</p> <p>ご指摘を踏まえ、p125「第12章物資（準備期）1-1感染症対策物資等の備蓄等」において「県の個人防護具の備蓄については、使用推奨期限が近いものから計画的に更新する等、適正に管理する。」と管理方法を記載します。</p>
新潟検疫所 富山空港出張所	<p>P70 第3部 第5章 水際対策（初動期） 2-2. 検疫措置の強化</p> <p>「① 国は、…健康監視等、…」の箇所について「健康監視97等」と追記し、併せて下部注釈欄に「97検疫法第18条第2項及び第4項」と追記。（別添PDF参照）</p> <p>P90 第3部 第8章 医療（準備期） 1-1-2. 感染症指定医療機関</p> <p>「また、…富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院の第二種感染症指定医療機関への指定を検討する。」とありますが、指定時期の目処はありますでしょうか。</p> <p>※検疫所が医療機関と締結する「検疫感染症患者等の入院委託協定」について、当所では富山県内の全ての第一種及び第二種感染症指定医療機関と協定を締結しているため。</p>	<p>ご指摘のとおり、p70に注釈を記載します。</p> <p>県予防計画において、「今後の全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症への対応強化や医療圏を越えた感染症医療の充実を図るため、富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院（高岡医療圏）の指定を検討する」こととしており、県予防計画の期間中（2029（令和11）年まで）の指定を検討しています。</p>